

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しの公告**

令和7年6月30日に取扱い（サービス）を終了した、株式会社防長トラベル（令和7年7月1日に当社との吸収合併により消滅、以下「防長トラベル」）発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

- (1) 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
防長観光バス株式会社
- (2) 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
防長トラベルが発行した旅行券4種類
①1,000円券 ②5,000円券 ③10,000円券 ④50,000円券
- (3) 払戻しの申出期間
令和7年7月3日（木曜日）から令和7年9月30日（火曜日）まで
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
- (4) 申出の方法および払戻しの方法
 - ① 店頭での申出
未使用の旅行券を最寄りの防長観光バス旅行事業部（旧防長トラベル）の各支店までお持ち頂き、店頭備付の「防長トラベル旅行券払戻申込用紙」に必要事項を記入の上、ご提出ください。確認後、ご指定の口座に送金します。振込手数料は当社にて負担いたします。
 - ② 郵送による申出
 1. 「払戻申込書類一式」をご自身でダウンロードの上印刷してください。
 2. 印刷した申込用紙等に必要事項を記入の上、お持ちの旅行券とともに下記（5）の宛先までお送りください。確認後、ご指定の口座に送金します。郵送時の送料、振込手数料は当社にて負担いたします。
- (5) 払戻しに関する問い合わせ先
〒745-0035 山口県周南市有楽町23番地
防長観光バス株式会社旅行事業部（担当：立石）
電話：0834-31-5545 FAX：0834-32-3444
メール：tateishi@bochotravel.co.jp

[>> 払戻申込書類一式 ダウンロード](#)

防長観光バス株式会社
令和7年7月3日（公告日）